

『蔵王やすらぎの里』
指定通所介護事業所
通所型サービス（従前相当）事業所
重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています

(山形市指定 0670100346)

目 次

1. 施設経営法人
2. 当事業所の概要
3. 職員の配置状況
4. 施設設備等
5. サービスの内容
6. サービス料金
7. サービスの利用方法
8. サービス利用にあたっての留意事項
9. 緊急時における対応方法
10. 事故発生時の対応
11. 拘束禁止及び人権擁護について
12. 社会福祉法人減免制度について
13. 守秘義務について
14. 個人情報の保護について
15. 高齢者虐待について
16. 個人情報の保管及び苦情の受付について
17. 連帯保証人の設定
18. その他

令和7年4月1日

1. 施設経営法人

- | | |
|-----------|-------------------|
| (1) 事業者 | 社会福祉法人 妙光福祉会 |
| (2) 事業主 | 理事長 柳 生 法 雄 |
| (3) 所在地 | 山形県山形市蔵王上野字南坂920番 |
| (4) 電話番号 | 023-688-6266 |
| (5) 設立年月日 | 昭和59年9月27日 |

2. 事業所の概要

- | | |
|--------------|---|
| (1) 施設の種類 | 指定通所介護事業所
通所型サービス（従前相当）事業所
平成12年3月1日指定 山形市0670100346 |
| (2) 事業所の目的 | 関係法令に従い、ご契約者（利用者）が居宅において、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、サービスを提供します。 |
| (3) 事業所の名称 | 蔵王やすらぎの里指定通所介護事業所 |
| (4) 事業所の所在地 | 山形県山形市蔵王上野920番地 |
| (5) 電話番号 | 023-688-7022 |
| (6) 代表者 | 施設長 柳 生 法 雄 |
| 管理者 | 管理課長補佐 三 原 実 子 |
| (7) 当施設の運営方針 | 蔵王やすらぎの里 指定通所介護事業所・通所型サービス（従前相当）事業所は、ノーマライゼーションの理念に基づき介護者等が地域社会の中で安全にその有する能力に応じ自立した快適な日常生活を営むことができるよう、また心身ともにやすらぎが得られるような支援を行います。 |

(8) 開設年月日 平成 12年 4月 1日

(9) 施設の実施地域

指定通所介護事業所 山形市、上山市全域

通所型サービス（従前相当）事業所 山形市全域

(10) 営業日及び営業時間

営業日	月～土、祝日 (日曜日および年末年始12/31～1/3は休み)
サービス提供基本時間	7時間以上8時間未満 (午前9時30分より午後4時40分まで)

尚 利用時間の設定は、担当の介護支援専門員とご相談ください。

(11) 定員

一般型・・・30名（通所型サービス（従前相当）の利用者を含む）

(12) 第三者評価の有無 なし

(13) 法人が行っている他の事業

当法人では、次の事業もあわせて実施しています。

[軽費老人ホーム（A型）] [指定介護老人福祉施設] [指定短期入所生活介護事業]

[指定居宅介護支援事業] [日常生活支援総合事業通所介護 サービス（A）（C）]

[地域密着型老人福祉施設] [小規模多機能型居宅介護事業] [介護予防拠点]

[介護老人保健施設] [短期入所療養介護事業] [通所リハビリテーション事業]

[訪問リハビリテーション事業] [認知症高齢者グループホーム]

[特定地域型保育事業] [地域包括支援センター]

* ご利用希望の方は、担当介護支援専門員等までご相談下さい。

3. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定通所介護サービス、通所型サービス（従前相当）（以下「サービス」という）を提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員配置状況> *職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	定員(30名)		主な職務内容
	基準	令和6年4月1日現在	
施設長		1	
副施設長		1	
管理者	1	1 (常勤・兼務)	利用者及び職員の管理
機能訓練指導員	1	2 (常勤・非常勤・兼務2)	機能減退を防ぐ訓練
看護職員	1	2 (常勤・非常勤・兼務2)	健康管理及び健康維持のための助言等
生活相談員	1	3 (常勤・兼務2)	介護や日常生活に係る相談援助
介護職員	4	5 (常勤・兼務2)	利用者の生活全般に渡る必要な介護等

4. 施設設備等

	通常型
定 員	30名
食 堂	80.07㎡
機能訓練室	12.93㎡
浴 室	24.75㎡ (特殊浴槽設備あり)
休 養 室	92.89㎡
第2活動室	69.5㎡
送 迎 車	5台

5. サービスの内容

サービス	内 容
1 送 迎	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自宅の玄関まで送迎 ・ 利用者の身体の状態に合わせワゴン車及びリフト車で送迎 ・ 身体状況によりベッドまでの移動介助 ・ 車の乗り降りの介助
2 健康管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ バイタルチェック ・ バイタルチェックの再検査 ・ 体調不良時家族への連絡 ・ 状態観察
3 口腔ケア	<ul style="list-style-type: none"> ・ 口腔内清掃 ・ 口腔周囲筋のトレーニング
4 機能訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・ 集団体操及び生活リハビリ
5 入 浴	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般浴 ・ リフト浴：身体的に一般浴が困難な方 ・ 衣服の着替えの介助 ・ 洗身、洗髪の介助 ・ 整容（整髪、爪切り等） ・ 浴槽、浴室内の移動の介助、見守り ・ 清拭
6 食 事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 栄養士による管理された献立 ・ 利用者の身体の状態に合わせた食事内容、 (普通食 粥食 刻み食 ミキサー食) ・ 食事の介助
7 レクリエーション	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個別レクリエーション ・ 各種レクリエーション ・ 野外活動（花見、足湯、紅葉狩り等）
8 排 泄	<ul style="list-style-type: none"> ・ トイレまでの移動・歩行介助・衣類の上げ下ろしの介助 ・ おむつ交換
9 ドリンクサービス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 紅茶・日本茶・ココア・コーヒー等
10 その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 在宅生活を継続の『自立支援』に関わる事 ・ 相談、助言

6. 利用料金

<指定通所介護事業所>

(1) 基本利用料金 (併設型通所介護費)

基本設定時間		要介護度	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
		料金設定					
7～8 時間	法定料金		6,580 円	7,770 円	9,000 円	10,230 円	11,480 円
	自己負担額 (1 割)		658 円	777 円	900 円	1,023 円	1,148 円
	自己負担額 (2 割)		1,316 円	1,554 円	1,800 円	2,048 円	2,296 円
	自己負担額 (3 割)		1,974 円	2,331 円	2,700 円	3,069 円	3,444 円
6～7 時間	法定料金		5,840 円	6,890 円	7,960 円	9,010 円	10,080 円
	自己負担額 (1 割)		584 円	689 円	796 円	901 円	1,008 円
	自己負担額 (2 割)		1,168 円	1,378 円	1,592 円	1,802 円	2,016 円
	自己負担額 (3 割)		1,752 円	2,067 円	2,388 円	2,703 円	3,024 円
5～6 時間	法定料金		5,700 円	6,730 円	7,770 円	8,800 円	9,840 円
	自己負担額 (1 割)		570 円	673 円	777 円	880 円	984 円
	自己負担額 (2 割)		1,140 円	1,346 円	1,554 円	1,760 円	1,968 円
	自己負担額 (3 割)		1,710 円	2,019 円	2,331 円	2,640 円	2,952 円

<通所型サービス (従前相当) 事業所>

(1) 基本利用料金

介護費	事業対象者 要支援 1 (週 1 回程度利用)	1,798 円/月 (1 割負担)	3,596 円/月 (2 割負担)	5,394 円/月 (3 割負担)
	事業対象者 要支援 2 (週 2 回程度利用)	3,621 円/月 (1 割負担)	7,242 円/月 (2 割負担)	10,863 円/月 (3 割負担)

- * 基本介護料金には、おむつ代(紙おむつ・紙パンツ等)は含まれておりません。
- * 紙おむつ・紙パンツ・尿とりパット等をご利用されている方は、現物にてお持ちいただいております。また、利用中にお持ちいただいたオムツ等が不足した場合には事業所の物をご利用していただきますが、後日現物で返却をお願いします。
- * 短時間でのご利用を希望の場合は、担当介護支援専門員にご相談下さい。

(2) その他の法定料金及び自己負担額

<指定通所介護事業所>

加算の種類	加算の内容	法定料金	自己負担額(1割)	自己負担額(2割)	自己負担額(3割)
入浴介助加算(一日)	入浴中の利用者の介助を行う場合算定	400円	40円	80円	120円
サービス提供体制強化加算(I)	介護福祉士が70%以上の配置等	220円	22円	44円	66円
介護職員等処遇改善加算(I)	(基本料金+加算料金)×9.2%				
同一建物減算	同一建物での利用の場合減算	▲940円	▲94円	▲188円	▲282円
送迎を行わない場合の減算	送迎を行わない場合減算	▲470円/片道	▲47円/片道	▲94円/片道	▲141円/片道

<通所型サービス(従前相当)事業所>

加算の種類	加算の内容	法定料金	自己負担額(1割)	自己負担額(2割)	自己負担額(3割)
サービス提供体制強化加算(I)(週1回程度利用)	介護福祉士が70%以上の配置等(事業対象者・要支援1)	880円	88円	176円	264円
サービス提供体制強化加算(I)(週2回程度利用)	介護福祉士が70%以上の配置等(事業対象者・要支援2)	1,760円	176円	352円	528円
同一建物減算(週1回程度利用)	同一建物での利用の場合減算(事業対象者・要支援1)	▲3,760円	▲376円	▲752円	▲1,128円
同一建物減算(週2回程度利用)	同一建物での利用の場合減算(事業対象者・要支援2)	▲7,520円	▲752円	▲1,504円	▲2,256円

(3) 介護保険対象外料金

加算の種類	自己負担料金
昼食（おやつ代込）	700円
教養娯楽 レクリエーションの費用	実 費

(4) キャンセル料の取扱いについて

利用者様のご都合でサービスを直前に中止する場合、材料納入の関係上、キャンセル料として700円をご負担していただくこととなります。

ただし、次の場合のキャンセル料はいただきません。

※ご利用日の4日前の正午までにご連絡いただいた場合。

(5)お支払い方法

<口座振替のお支払い方法>

前記の料金・費用は毎月末締めとし、翌月10日以降に一括請求とさせていただきます。郵便振替もしくは銀行振替にてお支払いください。ただし口座引き落としの際、1サービスにつき下記のとおり手数料をご負担していただきます。

口座振替	きらやか銀行	手数料・一件につき 100円 (+消費税) ご負担	26日振替
	上記以外の金融機関	手数料・一件につき 130円 (+消費税) ご負担	26日振替

<銀行振込の方法>

下記の指定口座にお振込みをおねがいします。振り込み手数料は、ご利用者のご負担になりますのでご了承ください。

[お振込先]

きらやか銀行	桜田支店
普通預金口座	002472
蔵王やすらぎの里	指定通所介護事業所
施設長	柳生法雄

7. サービスの利用に際して

(1) 通所介護計画及び通所型サービス（従前相当）計画の作成

介護支援専門員等が作成した居宅サービス計画、介護予防サービス計画及び介護予防ケアマネジメントに基づくサービス計画を基に、通所介護計画及び通所型サービス（従前相当）計画（以下「計画」という）を作成し、計画に添ったサービスの提供を行います。

この計画は、ご本人またはご家族の同意を得るとともに、一部をご本人またはご家族、一部を担当介護支援専門員等に渡します。また、サービス提供記録の開示は、会計情報開示に準じます。

(2) サービスを終了する場合

- ① ご契約者が死亡した場合
- ② 要介護認定によりご契約者が非該当（自立）と判定された場合
- ③ 事業所がやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合（事前に連絡をする）
- ④ ご契約者から解約または、契約解除の申し出があった場合
- ⑤ 事業所が介護保険の指定取り消しを受けた場合
- ⑥ 事業所から契約解除を申し出た場合（事前に連絡をする）

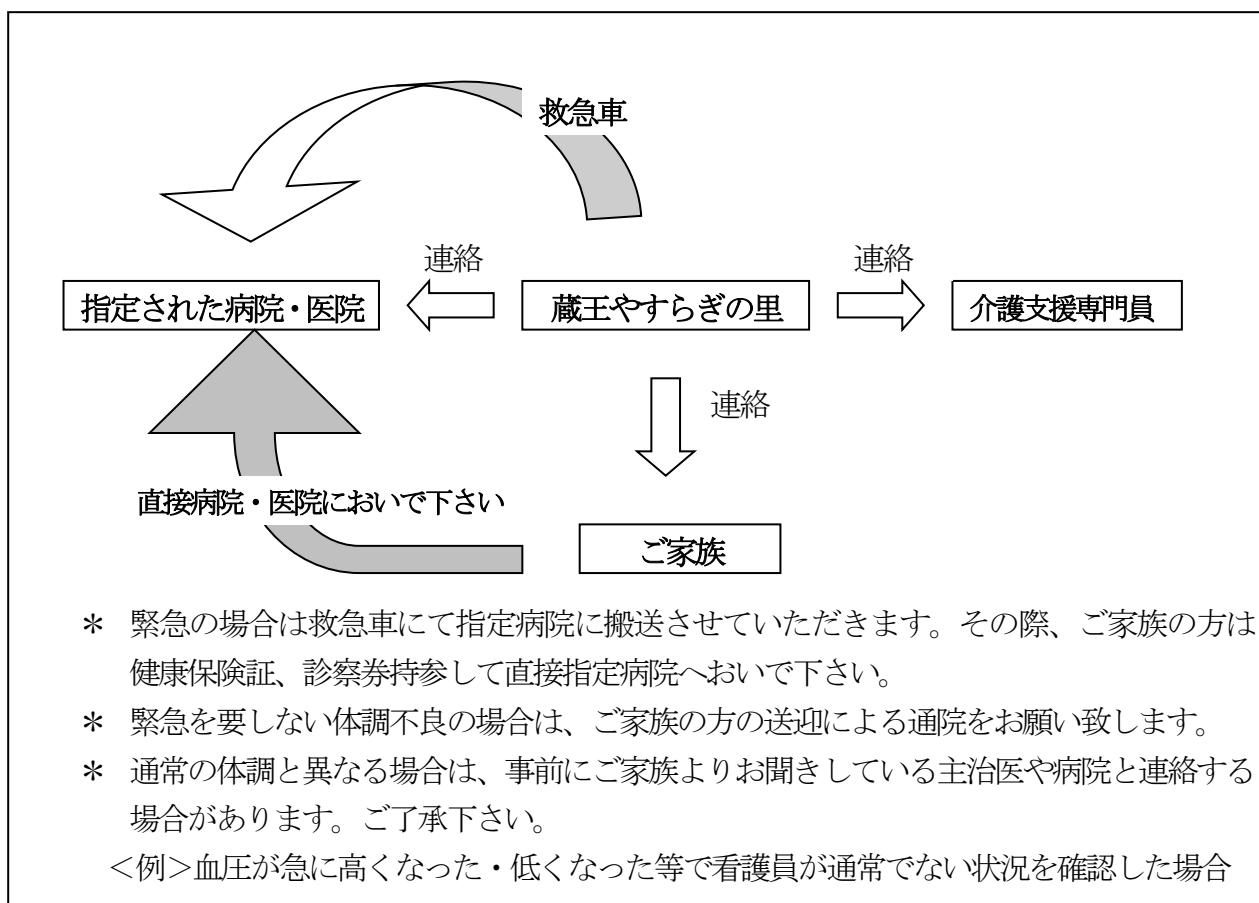
8. サービス利用に当たっての留意事項

契約者は次の事項を遵守していただきます。

- (1) 共同生活の秩序を保ち、規律ある生活を行うこと。
- (2) 宗教や身上の相違などで他人を攻撃し、または自己の利益のために他人の自由を侵さないこと。
- (3) けんか、口論で他の利用者等に迷惑を及ぼさないこと。
- (4) 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害さないこと。
- (5) 指定した場所以外で火気を用いないこと。
- (6) 故意に施設または物品に損害を与え、これを持ち出さないこと。
- (7) ハラスメント（パワーハラスメント、セクシャルハラスメント等）行為をしないで下さい。例えば、事業所の職員に対して行う暴言・暴力・嫌がらせ・過剰なサービスの要求・誹謗中傷等。
- (8) サービス利用中に職員の写真や動画撮影、録音等を無断でSNS等に掲載しないこと。
- (9) 現金及び貴重品の持参の場合、事業所では管理できませんので、お持ち下さらないようお願いいたします。
- (10) その他管理上必要な指示に従うこと。
- (11) 髭剃りに関して、施設での介助が必要となる場合、ご相談ください。
- (12) 食品衛生上責任を持って管理ができませんので、おやつはお持ちにならないようお願い致します。

9. 緊急時における対応方法

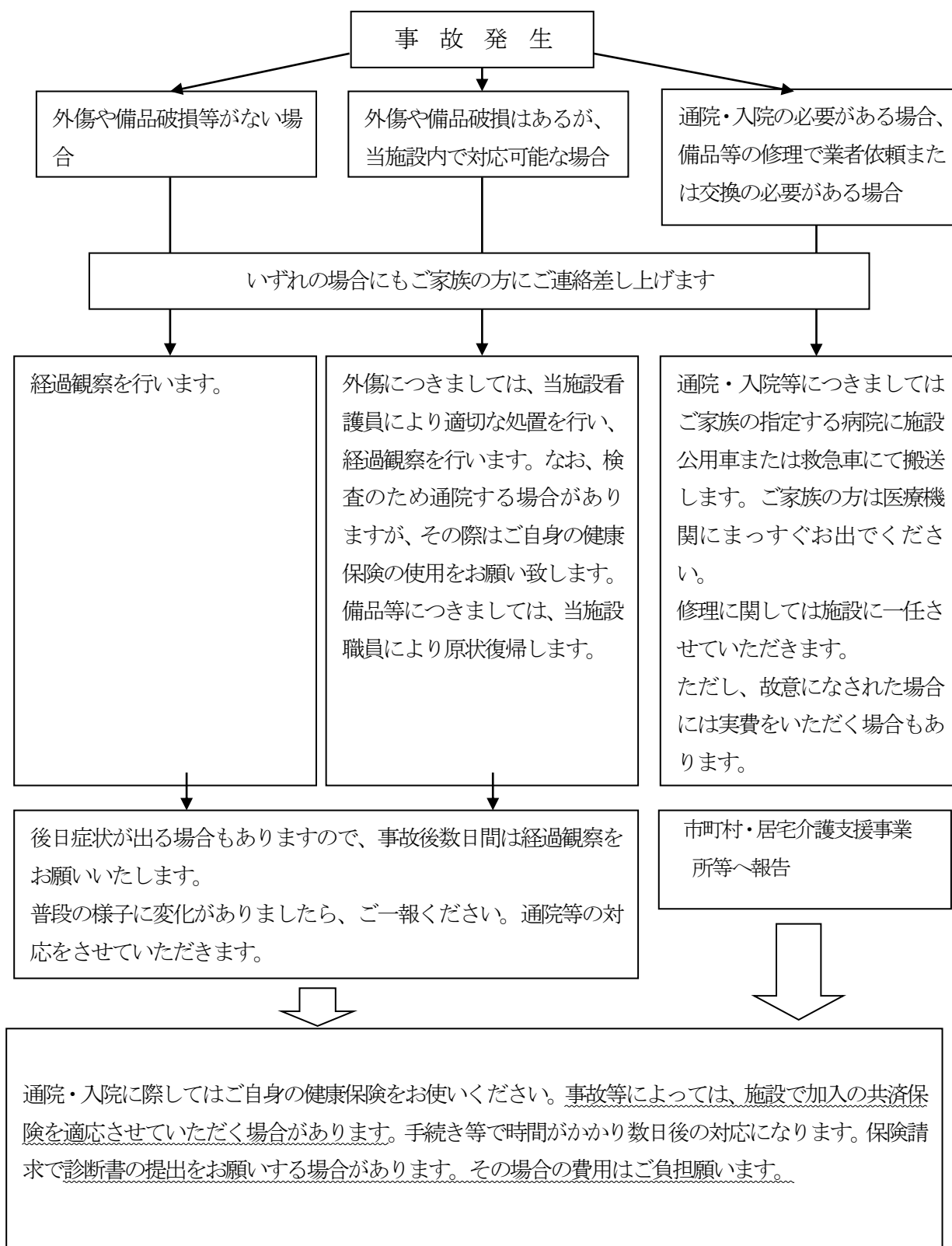
- (1) サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせに従い、主治医、ご家族、介護支援専門員等へ連絡いたします。



(2) 火災・自然災害等が発生した場合

- ① 利用前に火災・自然災害等が発生した場合は、当日のご利用は中止になります。
- ② 利用中に火災・自然災害が発生した場合は、蔵王やすらぎの里消防計画により、安全なところへの避難を行います。なお、避難、その後の対応（送迎等）につきましては、警察・消防等の指示のもとに行います。
- ③ ご自宅近隣で災害が発生した場合は、利用日に限らずご利用になれますのでご一報下さい。
 - * いずれの場合も何らかの方法でご連絡を申し上げます。
 - * 災害を予想した防災訓練に参加していただきます。

10. 事故発生時の対応



1 1. 拘束禁止及び人権擁護について

緊急やむを得ない場合を除き、利用者の身体拘束及び行動を制限する行為は行いません。そのために、転倒による骨折やけがをされる恐れのある利用者の方には、ご家族の方も含めて話し合いご理解を得られるように致します。

1 2. 社会福祉法人減免制度について

社会福祉法人妙光福祉会は、多くのみなさまにご利用して頂く為に社会福祉法人減免制度を取り入れております。適用になる方は山形市への申請が必要になります。尚、減免が認定された方は事業所にお知らせください。

1 3. 守秘義務について

利用者個人の情報及びそのご家族の方の個人情報の取り扱いについては、十分な配慮を行うとともに、職員をはじめ、実習生やボランティアを受け入れる際にも守秘義務について遵守します。*事業所では介護福祉士や看護師養成の為、養成校より依頼のあった場合は実習生として受け入れる場合があります。

また、サービス担当者会議や居宅介護支援事業所、他のサービス機関等への情報提供を行う際はご本人及びご家族より同意を得たうえで行います。

1 4. 個人情報の保護について

- (1) 事業者は、契約者及びその家族の個人情報の収集については、利用目的の達成の最低限度において行います。法令の定めに基づく場合以外はその都度、利用者の同意を得て提供します。
- (2) 事業者は、契約者及びその家族の個人情報については適切に保管します。
- (3) 事業者は、契約者及びその家族の個人情報について当初の目的を達成し法で定めている保管期間を超えた場合は速やかに、外部漏洩しないよう適切に廃棄します。

1 5. 高齢者虐待について

事業者は、契約者への虐待防止のため、高齢者虐待防止法に基づいた措置を講じます。

16. 個人情報の保管及び苦情の受付について

当事業所における個人情報の保管及び苦情についてのご相談は、以下の専門窓口で受け付けます。

- ・個人情報の保管・苦情の責任者 施設長 柳生 法雄
- ・個人情報の保管・苦情の受付窓口担当者
管理課長補佐 三原 実子
- ・受付時間 月曜日～土曜日 8:30～17:30
- ・受付電話 023-688-7022(内線25番)

苦情解決の手順

- ① 相談・苦情受付
- ② 相談・苦情受付内容の確認と報告
- ③ 解決に向けての話し合い
- ④ 相談苦情解決の記録と報告

(1) 行政機関その他苦情受付機関

国民健康保険団体連合会	寒河江市大字寒河江字久保6番地 0237-87-8000
山形県福祉サービス運営適正化委員会	山形市小白川町2-3-31 023-626-1755
山形市福祉推進部 介護保険課・指導監査課	山形市旅籠町2丁目3-25 023-641-1212
上山市役所 健康推進課	上山市河崎1丁目1-10 023-672-1111

17. 連帯保証人の設定

契約者は、契約の有効期間中に事理弁識能力(自分で物事を判断したり決定する能力)に欠く場合に備えて、契約者のご家族等をあらかじめ連帯保証人として定めなければなりません。

連帯保証人は、契約者の身元を保証するとともに、契約者の利用料等金銭に関するすべての事項について、連帯責任を負うものとします。

また、契約者・すでに契約者がこの能力に欠けている場合には、連帯保証人が本人に代わりこの契約を締結します。なお、連帯保証人債務により連帯保証人が負う保証債務の限度は金50万円とします。

18. その他

やまがた介護事業者認証評価制度における認証。(令和7年3月1日認証更新)

この重要事項説明書は、市条例の規定に基づき、利用申込者またはその家族への重要事項説明のために作成したものです。

令和 年 月 日

指定通所介護又は通所型サービス（従前相当）の提供開始に当たり、重要事項説明書を二部作成し、利用者に対して本書面に基づき、重要事項を説明し、そのうちの一部を交付しました。			
事業所	所在地	〒 990-2303 山形市蔵王上野920番地	
	名称	蔵王やすらぎの里 指定通所介護事業所 蔵王やすらぎの里 介護予防・日常生活支援総合事業所	
所	説明者	所属	蔵王やすらぎの里 指定通所介護事業所 蔵王やすらぎの里 通所型サービス（従前相当）事業所
		氏名	印

私は、本書面に基づき、事業者から指定通所介護又は通所型サービス（従前相当）事業についての重要事項の説明を受け、一部を受領しました。			
利用者	住所	〒 ー	
	氏名	印	
代理人	住所	〒 ー	
	氏名	印	
連帯保証人	住所	〒 ー	
	氏名	印	

※ 本重要事項説明書と同時に「契約書」にも署名・捺印し、これをもって契約開始となります。

※ 利用者個人及びその家族の情報をを用いる場合の同意書

私は、蔵王やすらぎの里指定通所介護事業所又は通所型サービス（従前相当）事業所を利用するにあたり、私個人に関わる情報及び家族の個人情報(世帯の状況や介護者の状況等)について、下記により必要最低限度の範囲内で使用することを同意します。

1. 使用目的

- (1) 介護サービスの提供を受けるに当り、サービス担当者会議において、私及家族の状況を把握するために必要な場合。
- (2) 上記（1）以外の介護サービス提供の連絡調整に必要な場合。
- (3) 現に介護サービス提供を受けている場合で、私が体調等を崩したまたは、事故等で病院に行き医師および看護師等に説明する場合。

2. 使用する期間

- (1) サービスの提供を受けている期間
- (2) サービスの提供を終了した場合、運営規定に定めている保存期間終了後の個人情報に関する書類等は、焼却・裁断等により破棄します。

令和 年 月 日
 利用者氏名 _____ 印 _____

代筆者 _____ 印 (続柄: _____)

ご家族氏名 _____ 印 (続柄: _____)

- () 蔵王やすらぎの里指定通所介護事業所 管理者 様
- () 蔵王やすらぎの里通所型サービス（従前相当） 管理者 様

事業所記載欄

事業者番号	670100346
事業所名	蔵王やすらぎの里 指定通所介護事業所
施設長	柳生法雄
管理者	三原実子

